

事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部海外投融資第一課

1. 案件名（国名）

- (1) 国名：ベトナム社会主義共和国（以下、「ベトナム」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域：ベトナム全域
- (3) 案件名：デジタル金融包摂支援事業（以下、「本事業」という。）
- (4) 融資先名：Tien Phong Commercial Joint Stock Bank（以下「TP Bank」という。）
- (5) L/A 調印日：2024 年 12 月 6 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中小零細事業者及び個人向け金融アクセス並びにデジタル化の現状・課題及び本事業の位置付け

ベトナムにおける中小零細事業者（Micro, Small and Medium Enterprise。以下「MSME」という。）は全事業者の約 98.7%、GDP の約 45%、雇用の約 63%以上を占め、経済全体において大きな役割を担っている。一方で、MSME 等の経営・財務情報（一次情報）を長年紙（ハードコピー）で取扱ってきたことから、融資取引にあたって対面を重視する傾向が強く、デジタル化による効率的な融資取引のボトルネックとなっており、結果として、MSME 等は銀行窓口の存否によって金融へのアクセス可否が左右される状況にある。さらに、個人の金融アクセスに関しては、正規の金融機関の口座保有率は成人人口の約 30.0%、貧困層に限ると約 20.3%に留まる。成人の過去 1 年間における金融機関での信用取引の利用実績は、2017 年で 21.7%と近隣諸国の平均に近い水準にあるが、先進国平均である約 60%と比べると低く、国民の半数以上が家族・友人等からの非正規金融によって資金需要に対応しているのが現状である。個人消費、教育・医療、その他事業等の生活水準の維持・向上に必要な金融アクセスが十分に確保されているとは言い難い。

また 2020 年以降の新型コロナウイルスの世界的大流行が当国の金融環境に与えた影響も大きく、MSME の業績不振等を理由に与信リスクの高い顧客に対する銀行の新規貸出が停滞した他、社会的隔離を含む経済活動の制限や感染防止策の強化に伴い、従来の対面型の金融サービスへのアクセスが制限された。他方、2021 年以降はコロナ禍も相まってデジタル技術を活用した次世代型の金融サービスが台頭し始め、特に非接触型決済、e-KYC（電子的な顧客確認）、AI 審査等はベトナムの長年の開発課題であった金融包摂を実現する新たなツールとしても注目が高まっている。

かかる状況の中、ベトナム政府は 2020 年 2 月の首相決定 149 号「2025 年～2030 年に向けた国家金融包摂戦略」において、2025 年までに 80%以上の成人が銀行口座を保有すること、25 万社以上の MSME が融資を利用すること、全与信残高の 25%を農業・地方開発向けの与信に充てること、70%以上の成人の信用取引の利用実績が国内金融機関によって共同で維持・管理される信用データベースに登録されること等を目標に掲げ、金融包摂実現のための法的枠組みの改善や金融サービスの多様化を推進している。また、2021 年 5 月の首相

決定 810 号「2025 年～2030 年に向けた銀行デジタル・トランスフォーメーション（DX）計画」では、2025 年までに銀行における 70%以上の顧客取引がデジタル技術を通じて実行されること、50%以上の与信判断がデジタル化・自動化されること、70%以上の取引関連書類がデジタル技術を通じて処理・保管されること等を目標に掲げており、ベトナム政府としても各商業銀行によるデジタルバンキング推進を急務としている。

本事業の借入人である TP Bank は、2008 年 5 月に民間商業銀行として設立され、2010 年代初頭からセルフ窓口端末（Virtual Teller-Machine: VTM）、e-KYC 等を中心にデジタルバンキング戦略を積極的に展開してきた。当行は本邦ネット金融大手の SBI ホールディングス、同国 IT ソフトウェア大手の FPT Group 等を主要株主とし、現在もオンライン融資プラットフォーム（Digital Finance Center: DICO）の開発・実装に取り組んでいる。個人顧客に対する 100%オンラインの融資商品を提供し、更に 2022 年 1 月にベトナムで初めて MSME を対象とした 100%オンラインの融資商品提供を開始する等、ベトナム国内のデジタルバンキング領域におけるリーディングカンパニーとして認知されている。本事業では、TP Bank の有するデジタルバンキングサービスを活用し、ベトナム国内の MSME 及び個人、中でも従来の対面取引では金融へのアクセスが限られていた銀行窓口が少ない地域に拠点を構える顧客に対し、円滑かつ効率的な資金供給を通じて金融アクセス向上を図るものであり、当該セクターの課題やベトナム政府の方針に合致する。

(2) 当該国における中小零細事業者及び個人の金融アクセス並びにデジタル化に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ（特に自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）等の主要外交政策との関連）

2023 年 5 月 20 日、岸田総理大臣は G7 グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するサイドイベントにおいて、官民のインフラ投資を通じてパートナー国の持続可能な開発に貢献することを表明するとともに、気候変動に脆弱な国々への支援、食料安全保障、中小企業や女性への支援のために、JICA による合計 40 億ドル規模の融資の枠を新たに設ける方針を示した。JICA はこれを踏まえ 2023 年 5 月 22 日に「金融包摂促進ファシリティ」を設置した。本事業はベトナムにおける中小零細企業等の金融アクセスを改善するものであり、「金融包摂促進ファシリティ」の目的に合致する。また主要外交政策との関連では、本事業は金融アクセス改善の観点から、米国国際金融開発公社（US DFC）との協調融資を通じて「自由で開かれたインド太平洋構想」における経済的繁栄の追及に資するものである。

我が国のベトナム社会主義共和国国別開発協力方針（2017 年 12 月）及び JICA 国別分析ペーパー（2020 年 6 月）では、「成長と競争力強化」及び「脆弱性への対応」を柱として掲げ、中小企業・裾野産業振興を通じた産業競争力強化と金融包摂実現を通じた社会・生活面の向上に取り組むとしている。また、2020 年 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議で改定された「金融包摂のための行動計画（2020-2023）」において、優先課題としてデジタル金融包摂と中小零細企業金融が掲げられている。JICA のデジタル化の促進に係る課題別事業戦略（2021 年 7 月）では、途上国の課題解決に取り組むにあたり、金融を含む各領域・分野で DX による新たなアプローチ・技術を活用し、従来以上の高い成果・付加価値を生み出す協力に取り組むとし、また公共財政・金融システムに係る課題別事業戦略（2021 年 7 月）に

においても、経済活動の基盤として企業や個人の金融アクセスの向上や金融市場育成を図ることが掲げられている。また、2021年11月の日ベトナム首脳会談において、岸田首相は、ポストコロナの経済回復においてDXに焦点を当てた経済協力を推進する「日越間DXイニシアティブ」を表明しており、本事業は同方針の達成に資するものである。さらに本事業は、JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)における「民間セクター開発(民間企業が成長するための外部環境の整備および金融アクセスの改善、市場アクセスの改善)」及び「デジタル化の促進(開発の各領域・分野でのデジタル技術・データの利活用を通じた課題解決による開発効果の増大に取り組む)」にも資するものである。

(3) 本事業を実施する意義

本事業は、ベトナムの開発課題、開発政策、並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、MSME 及び個人の金融アクセス改善に資することから、SDGs ゴール 8 (金融サービスへのアクセス改善等)、ゴール 9 (小規模企業の金融アクセス拡大による産業化促進)、ゴール 17 (パートナーシップ) に貢献する。従って海外投融資を通じた支援の意義及び必要性は高い。

(4) 海外投融資による支援の必要性

ベトナムにおける MSME 及び個人(特に信用制約の大きい低所得者層)の金融アクセスは乏しく、資金ギャップは依然として大きい。しかし現在のベトナムでは、MSME や低所得者層向け融資(特に産業発展や生活水準の持続的な向上に資する中長期性融資)を拡大するために必要な長期性資金を既存の民間機関から調達することは現状困難であることから、海外投融資により長期融資を行う必要性は高い。さらに、利便性の高いデジタルファイナンスを促進することで、ベトナム国内の MSME 及び個人、中でも従来の対面取引では金融へのアクセスが限られていた銀行窓口が少ない地域の顧客に対する円滑かつ効率的な資金供給を通じた金融アクセス向上が期待されることから支援の必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ベトナムにおいて、TPBank へ長期融資を行うことにより、同国における MSME 及び低所得者層の金融アクセス、特に MSME のデジタル金融アクセスを促進し、もって持続的な経済成長に寄与するもの。

② 事業内容

TP Bank への長期融資を通じて、MSME 及び低所得者層向け貸付を促進する。JICA の資金は 30%以上が MSME 向けのデジタルファイナンスに活用され、残りの 70%以下が非デジタルな MSME 及び低所得者向け融資に活用される予定。また USDFC の融資額も含めた全ファシリティのうち、最低でも 30%は女性が経営する企業及び女性低所得者層向け融資に活用される予定。

③ 本事業の受益者(ターゲットグループ)

ベトナムの MSME および低所得者

(2) 総事業費

350 百万米ドル（うち、JICA 融資額 100 百万米ドル）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 12 月～2031 年 12 月を予定

(4) 事業実施体制

借入人：TP Bank

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

本事業は、USDFC との協調融資。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、本事業による環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

(7) 横断的事項

特になし

(8) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】GI(S)：ジェンダー活動統合案件

＜分類理由＞本事業は MSME 及び低所得者層向け貸付を促進し、女性の金融アクセス改善及びエンパワーメント促進に貢献するものであり、定量的効果指標として女性事業者融資比率（最低 30%）を設定しているため。

(9) その他特記事項

特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果¹²

指標名	基準値（2023 年）	目標値（2027 年） 融資契約から 3 年後
MSME 向け融資残高	44,988,628,023,545 ベトナムドン	73,352,770,742,496 ベトナムドン
低所得者層向け融資残高	21,105,903,236,902 ベトナムドン	37,790,059,763,388 ベトナムドン
本件融資金を原資とする MSME・低所得者層に対する 借入人の融資実行額	0 米ドル	120 百万米ドル
本件融資金を原資とするデ ジタルファイナンスを通じ た MSME に対する借入人の 融資実行額	0 米ドル	36 百万米ドル

¹ 定量的効果測定に用いる MSME 及び低所得者層の定義は、本事業 MSME 定義及び本事業低所得者層定義。

本件融資金を原資とする女性が経営する企業及び女性低所得者層に対する借入人の融資実行額	0 米ドル	36 百万米ドル
本件融資金を原資とする借入を行った顧客数	0	1,235

(2) 定性的効果

MSME 及び低所得層、女性・女性 MSME の金融アクセス改善。デジタルファイナンスの普及。

5. 前提条件・外部条件

特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エジプト・アラブ共和国向け円借款「零細企業支援事業」（評価年度 2016 年）の事後評価結果等において、零細・中小企業向け融資をツーステップローンで支援する類似事業の案件形成時には、JICA は実施機関及び仲介融資機関の融資実施体制を把握することが重要であるとの教訓を得ている。本事業では、審査を通じ、TPBank の融資業務経験及び融資実施体制を確認し、十分な実施能力を保持することを確認した。

7. 評価結果

以上のとおり、本事業については、同国の開発課題、開発政策、および我が国の協力方針に合致しており、必要性が認められ、事業計画も適切でありその達成の見込みが十分であることから、海外投融資による支援の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり

(2) 今後のスケジュール（予定）

LA 調印日から 3 年後、事後評価予定

以 上